

社労連第 525 号
令和 4 年 9 月 27 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

健康保険・厚生年金保険適用関係通知書の別送の取扱いについて

謹啓 平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今般、日本年金機構厚生年金保険部長から別添のとおり周知依頼がございました。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

謹 白

(担当：業務部企画・広報課 企画係)

令和4年9月27日

全国社会保険労務士会連合会長 様

日本年金機構 厚生年金保険部長

健康保険・厚生年金保険適用関係通知書の別送の取扱いについて

日頃より、日本年金機構における業務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

日本年金機構における健康保険・厚生年金保険適用関係通知書（以下「適用関係通知書」という。）の別送の取扱いについては、平成30年5月以降、日本年金機構の経過管理・電子決裁システム（以下「経過管理システム」という。）で処理を実施する紙媒体・電子媒体の届書のうち12通知書について、返信用封筒等を添付していたただかなくても、「決定通知書等の別送「登録変更解除」依頼書」を提出いただくことにより別送を行っています。

この度、令和4年10月から経過管理システムで処理対象届書を拡大したことにより、別送対象となる通知書を別紙のとおり12通知書から15通知書に拡大するとともに、「決定通知書等の別送「登録変更解除」依頼書」の様式を変更することとします。（従来から別送依頼書を提出いただいている社労士様におかれましては改めての手続きは不要です。）

つきましては、大変お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、本取り扱いの変更について貴会会員の皆様への周知が図られますよう都道府県社労士会への周知方、貴会のご協力を賜りたくまずようお願い申し上げます。

(別紙)

令和4年10月から別送対象通知書等

	通知書等名称	備考
1	資格取得確認および標準報酬決定通知書	
2	70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ	
3	健康保険被保険者適用除外承認証	
4	資格喪失確認通知書	
5	70歳以上被用者不該当のお知らせ	
6	標準報酬決定通知書	
7	70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ	
8	標準報酬改定通知書	
9	70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定のお知らせ	
10	標準賞与額決定通知書	
11	70歳以上被用者標準賞与額相当額のお知らせ	
12	健康保険被扶養者（異動）決定通知書	
13	育児休業等取得者確認通知書	追加
14	育児休業等取得者終了確認通知書	追加
15	産前産後休業取得者確認通知書	追加

決定通知書等の別送「登録・解除・変更」依頼書

日本年金機構から送付される各種通知書について、以下のとおり別送の「登録・解除・変更」をすることを依頼します。

※ 該当する依頼内容【①登録・②解除・③変更】を○で選択してください。

依頼内容	①登録	②解除	③変更
------	-----	-----	-----

【 ①登録の場合は、登録する別送先情報を記入してください。 】

別送先	住所 <small>(63文字以内)</small>	〒
	宛先 <small>(61文字以内)</small>	
別送理由 <small>(○を記載)</small>	1. 人事・総務等の担当部署が別に所在するため 2. 委託している社会保険労務士あてに送付するため 3. その他 ()	

【 ②解除の場合は、解除する別送先情報を記入してください。 】

【 ③変更の場合は、変更前後の別送先情報を記入し、変更理由を○で選択してください。 】

※ ②解除する場合は㊶を、③変更する場合は㊶㊷㊸を全て記入してください。

㊶ [解除もしくは変更前]

㊷ [変更後]

郵便番号、所在地、 名称、事業所整理 記号	〒	〒
-----------------------------	---	---

㊸変更理由 <small>(○で選択)</small>	1. 別送先の変更 2. 事業所の変更 3. その他 ()
--------------------------------	--------------------------------------

_____ 年金事務所長 宛 _____ 年 月 日

事業所整理記号	-	事業所番号	
事業所所在地			
事業所名称			
事業主名			
連絡先		電話 (担当者名)	

※協会けんぽが発行する被保険者証は、引き続き事業所の所在地に送付します。

※当依頼書の受付から別送登録（登録・解除・変更）が完了するまで、数日時間を要する場合がありますので、処理状況に応じて事業所へ郵送される場合があります。ご承知おきください。

※別送可能な書類は裏面に記載した通知書等のみです。書類の不備返戻については提出者へ返戻しますので、注意してください。（社会保険労務士による代行提出届出については社会保険労務士へ返戻いたします。）

令和4年10月以降の対象通知書等

	通知書等
1	資格取得確認および標準報酬決定通知書
2	70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ
3	健康保険被保険者適用除外承認証
4	資格喪失確認通知書
5	70歳以上被用者不該当のお知らせ
6	標準報酬決定通知書
7	70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ
8	標準報酬改定通知書
9	70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定のお知らせ
10	標準賞与額決定通知書
11	70歳以上被用者標準賞与額相当額のお知らせ
12	健康保険被扶養者（異動）決定通知書
13	育児休業等取得者確認通知書
14	育児休業等取得者終了確認通知書
15	産前産後休業取得者確認通知書

〈留意事項〉

- 別送の対象となる「適用関係通知書」は、紙媒体・電子媒体で届出された際に交付する通知書であり、電子申請による決定通知書等は対象となりません。

- 別送を行う対象通知書は別紙記載の15通知書ですが、このうちの一部のみを別送とすることはできません。また、一部を社会保険労務士への別送とし、一部を事業主への送付とすることもできません。

- 別送対象としている適用事業所について、事業所整理記号等が変更となる場合は、「適用事業所所在地・名称変更(訂正)届」の提出だけでなく、当該依頼書の提出も必要となります。※「適用事業所所在地・名称変更(訂正)届」の提出のみでは、別送対象事業所としての登録は行われません。

- 「決定通知書等の別送「登録・解除・変更」依頼書」の提出先は、管轄の年金事務所又は事務センターとなります。なお、すでに当該依頼書を提出済みの社労士様におかれましては、この度の取り扱いの変更による改めての手続きは不要です。